

社会調査における個人情報保護

- 社会福祉士の倫理綱領の倫理基準のなかに、利用者に対する倫理責任として、社会福祉士は、「利用者のプライバシーを最大限に尊重し、関係者から情報を得る場合、その利用者から同意を得る（プライバシーの尊重）」「利用者や関係者から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する（秘密の保持）」ことが定められている。
- 社会福祉士の行動規範のなかの情報の共有に関して、社会福祉士は、「利用者の情報を電子媒体等により取り扱う場合、厳重な管理体制と最新のセキュリティに配慮しなければならない」「利用者の個人情報の乱用・紛失その他あらゆる危険に対し、安全保障に関する措置を講じなければならない」「電子情報通信等に関する原則やリスクなどの最新情報について学ばなければならない」と定められている。
- 研究や調査におけるプライバシーの尊重や秘密の保持への配慮として、対象者・協力者などの氏名や住所、利用している施設（機関）の名称といった固有な名詞は、原則として個人が特定されないように無作為のアルファベットで表記し、年齢は○歳代（生年月日は生年まで）を記載することが望ましい。
- データ管理の留意点として、個人情報を含んだデータシートや記入用紙、コンピュータファイルなどについては、個人を特定できる情報（氏名など）を削除したうえで管理する。また、各データファイルはできるだけパスワードプロテクションなどのセキュリティ対策を講じたうえで、慎重に取り扱う。
- 調査データの物理的な管理は、施設可能な引き出しや棚に収納するなどして、第三者の目に触れることがないようにし、必要がなくなると時点で破棄しなければならない。

過去問に挑戦！

問題 事例を読んで、次の記述のうち、Aさんが社会調査を行ううえで、調査倫理上の観点から避けるべきことを一つ選びなさい。

第23回 (2011年) (78)

【事例】

ある障害者の団体でボランティアを数年間続けてきた大学生のAさんは、卒業論文のテーマとして障害者のいる家族の意識を研究することになった。その団体は、障害者の家族が参加するワークショップを頻繁に行っている。Aさんはその運営をサポートしており、出席者の会話や交流のようすを詳しく観察することができる。

- 1 ワークショップの参加者に、質問紙調査への回答を依頼する。
- 2 ワークショップのようすを観察し、どのような会話や出来事があったかを、帰宅後メモに記録する。
- 3 ワークショップの参加者に調査の趣旨を説明し、半構造化インタビューへの協力を依頼する。
- 4 出席者の了解を得てワークショップを録音する。
- 5 大学のゼミにおいて、逐語記録をそのまま提示して発表を行う。

答え 5

社会調査においては、被調査者には匿名の権利があり、事例調査などの場合であっても、個人が特定できないような配慮が必要である。5は倫理上の観点から避けるべきことである。

過去問に挑戦！

問題 社会調査を実施する過程での個人情報の取り扱りに関する次の記述のうち、適切なもの一つ選びなさい。

第22回 (2010年) (77)

- 1 社会調査で得られたデータは公表が原則であり、原本調査で得られた氏名、性別、年齢など対象者の属性も、広く公表すべきである。
- 2 社会調査で得られた個人情報は、鍵つきのロッカーに保管したり、電子ファイルの場合には暗号化機能を用いるなどして、第三者の目に触れないようにすべきである。
- 3 社会調査で得られたデータを共同研究者と検討する際には、調査対象者の意向がどうであれ、個人情報を秘匿しなくてもよい。
- 4 事例研究など調査対象者の個人情報を取り扱う場合には、調査対象者の意向がどうであるか、個人情報を匿名化すべきである。
- 5 社会調査は公益性が高いので、原本抽出の目的で、選挙人名簿や住民基本台帳から自由に個人情報を得ることができる。

答え 2

社会調査の実施に際しても個人情報の保護が求められ、調査実施者は個人情報取扱事業者として「個人情報保護法」の対象となる。法の規定のみならず、単元3の倫理規定にも配慮が必要である。原本調査によって得られた対象者の属性は個人の情報として扱うべきではなく、公表すべきではない（1は適切でない）。共同研究者との検討に際しても、個人情報の情報交換にあたっては調査対象者の同意が必要である（3は適切でない）。事例研究などの場合、調査対象者の意向によっては、匿名化しておくことも可能である（4は適切でない）。社会調査にあたっては、調査対象者の自主的参加、インフォームド・コンセントなどの倫理規定があり、また、「個人情報保護法」においても、情報の適正な取得が規定されている（5は適切でない）。